

「おokayama水力電気活用プラン」

募 集 要 項

2022年12月8日公表

岡山県

中国電力株式会社

目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 供給上限量
- 4 需給契約の要件
- 5 適用条件
- 6 申請手続
- 7 審査等
- 8 実施期日
- 9 留意事項
- 10 お問い合わせ先

(添付)

- 別紙1 「おかやま地域応援電気」の新規立地等対象補助金一覧
- 別紙2 「おかやま地域応援電気」電力量料金
- 別紙3 お問い合わせ先一覧

「おかやま水力電気活用プラン」募集要項

岡山県と中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）は、岡山県企業局（以下「県企業局」という。）が保有する水力発電所を活用した「おかやま水力電気活用プラン」を創設し、2020年7月より、県内企業等を対象に電力供給を実施することとしました。

「おかやま水力電気活用プラン」は、「おかやまCO₂フリー電気」と「おかやま地域応援電気」の2種類の料金メニューにより構成します。

については、「おかやま水力電気活用プラン」の適用を希望される企業等は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき、申請書類をご提出ください。

1 目的

(1) おかやまCO₂フリー電気

CO₂排出量の削減等、環境意識の高い岡山県内の企業等に対して、県企業局が所有・運営する県内水力発電所で発電された電力のみを供給することで、電気のご使用に係るCO₂排出係数をゼロとし、適用企業等の環境経営を後押しします。

価格は、中国電力の一般的な料金メニューに一定額を加算し、お支払いいただいた料金の一部を、岡山県が実施する環境保全事業に利用することで地域に貢献します。

(2) おかやま地域応援電気

「平成30年7月豪雨」等によって被災された岡山県内の企業等および岡山県に新規立地する企業等に対して、中国電力の一般的な料金メニューから減額した価格で電力の供給を行います。これにより、適用企業等の復興を後押しするとともに、岡山県の経済活動の活性化を目指します。

2 用語の定義

要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとします。

(1) 企業等

法人その他の団体および個人事業主をいいます。ただし国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人等を除きます。

(2) 申請者

「おかやま水力電気活用プラン」の適用を希望し、要項に基づいて申請する企業等をいいます。

(3) 適用企業等

「おかやま水力電気活用プラン」の適用を受ける企業等をいいます。

(4) 供給対象箇所

「おかやま水力電気活用プラン」による電力の供給を希望する箇所であって、中国電力と電気の需給契約を締結している、または締結予定の需要場所をいいます。

(5) おかやまCO₂フリー電気

県企業局の水力発電所で発電された電力のみを供給することにより、電気のご使用に係るCO₂排出係数をゼロとすることができる料金メニューをいいます。

価格は、中国電力の一般的な料金メニューに一定額を加算します。

(6) おかやま地域応援電気

中国電力の一般的な料金メニューから減額した料金メニューをいいます。

なお、要項9（留意事項（3）CO₂排出係数の扱い等）に記載のとおり、供給する電力は、岡山県内の水力発電所に限定されるものではありません。

3 供給上限量

「おかやま水力電気活用プラン」の総供給上限量は、県企業局の水力発電所の発電量約2億1千万キロワット時／年とします。

そのうち、おかやまCO₂フリー電気は約4千万キロワット時／年、おかやま地域応援電気は約1億7千万キロワット時／年を供給上限量とします。

4 需給契約の要件

「おかやま水力電気活用プラン」の適用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。なお、供給対象箇所に適用する料金メニューは、「おかやまCO₂フリー電気」、「おかやま地域応援電気」のいずれか一方とします。

(1) 申請者は、岡山県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。

(2) 供給対象箇所は、岡山県内に立地していること。

(3) 申請者は、供給対象箇所において、中国電力から電力の全量の供給を受けていること。（これから電力の供給を受ける場合は、中国電力から電力の全量の供給を受ける予定であること。）

(4) 供給対象箇所は、供給電圧が高圧（6,000ボルト）であり、契約電力が原則として2,000キロワット未満であること。

(5) 申請者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 直近1事業年度の法人税、消費税および県税に係る徴収金を滞納している者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

(6) 毎月の料金算定期間を1日から月末日までとすることに同意いただくこと。

(7) 「おかやま地域応援電気」については、申請者は、次のいずれかに該当すること。

イ 「平成30年7月豪雨」災害およびそれ以降の災害で災証明を取得している企業等であること。

ロ 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業による補助金の交付を受けている企業等であること。

ハ 新規立地等により、申込日から過去3年以内に、別紙1「『おかやま地域応援電気』の新規立地等対象補助金一覧」の補助金の交付を受けている企業等であること。

5 適用条件

(1) 料金

中国電力の電気契約要綱（以下「契約要綱」という。）および標準料金表（以下「料金表」という。）に基づき締結している、または新たに締結する電気需給契約（以下「需給契約」という。）によるものとし、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金はイまたはロによるものとし、

イ おかやまCO₂フリー電気

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金を加算するものといたします。

また、電力量料金は、料金表別表1（燃料費等調整）（4）二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

1キロワット時につき	1円00銭
------------	-------

ロ おかやま地域応援電気

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、別紙2「『おかやま地域応援電気』電力量料金」のとおりといたします。

また、電力量料金は、料金表別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、料金表に定める電力量料金に変更された場合は、変更後の料金表に記載する電力量料金に基づいて、別紙2「『おかやま地域応援電気』電力量料金」を変更いたします。

(2) 契約期間

契約期間は次によります。ただし、お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し、電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

イ おかやまCO₂フリー電気

需給契約が成立した日から、2024年3月31日までとします。

なお、適用開始日は、原則として計量日といたします。ただし、この要項公表の際現におかやまCO₂フリー電気の適用を受けているお客さまが継続して本要項の適用を希望される場合は、2023年4月1日といたします。

ロ おかやま地域応援電気

需給契約が成立した日から、2024年3月31日までとします。

なお、適用開始日は、原則として計量日といたします。ただし、この要項公表の際現におかやま地域応援電気の適用を受けているお客さまが継続して本要項の適用を希望される場合は、2023年4月1日といたします。

(3) 契約種別

契約要綱に定める「業務用電力」「業務用TOU」「高圧電力」「高圧TOU」のいずれかとします。

なお、契約種別が前記以外るとき、需給契約に付帯する契約に加入しているとき等は、「おかやま水力電気活用プラン」の適用を受けることができない場合があります。

(4) 中途解約

適用企業等は、県企業局または中国電力が天災その他の事由により「おかやま水力電気活用プラン」による電力の供給が困難となった場合を除き、原則として中途解約できないものとします。

適用企業等のやむを得ない事由により中途解約するときは、「おかやま地域応援電気」の料金適用開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間（以下「精算対象期間」という。）について、標準料金表を適用して算定される料金と既に申し受けた精算対象期間の料金に相当する料金との差額を申し受けます。ただし、「おかやまCO₂フリー電気」における加算料金に相当する金額の精算は行いません。

なお、契約要綱48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に基づく精算を実施した場合は、本項は適用しません。

6 申請手続

申請手続は、次のとおりとします。なお、この申請は、需給契約の変更の申込みを兼ねるものとします。

(1) 申請方法

別紙3「お問い合わせ先一覧」に記載の中国電力の担当セールスセンターへお問い合わせください。申請書類をご案内します。

(2) 申請期間

先着順に随時受付しますが、供給上限に達した場合、もしくは2023年3月31日をもって受付を終了します。

(3) 提出先

中国電力の担当セールスセンターに申込書類をご提出ください。

7 審査等

(1) 審査の流れ

中国電力は、申請書類の受付後、要項4（需給契約の要件）の合致について申請書類の確認を行い、「おかやま水力電気活用プラン」の適用可否を決定します。

なお、受付時に供給上限を超過していた場合、要項4（需給契約の要件）を満

たしても適用できない場合があります。

(2) 適用可否の通知等

申請書類の受付後、原則として、1か月以内に適用可否を決定し、申請者へ通知します。

通知後は、中国電力と電気需給契約書を締結していただきます。

8 実施期日

本要項による電気の供給は、2023年4月1日から実施いたします。

なお、『おかやま水力電気活用プラン』募集要項（2020年4月23日公表）」にもとづく電気の供給は、2023年3月31日をもって終了いたします。

9 留意事項

(1) 申請書類の取扱い

イ 情報の利用

申請書類に記載された情報については、県企業局と中国電力で共有します。

県企業局と中国電力は、「おかやま水力電気活用プラン」の供給に必要な情報を利用することができるものとし、審査の必要があるときは、申請書類に記載された情報について、岡山県の関係機関に照会できるものとしします。

ロ 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しません。

(2) 虚偽申請等による適用の解除等

申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったときは、「おかやま水力電気活用プラン」の適用を解除します。

また、適用が解除された企業等は、要項5（適用条件(4)中途解約）に準じた精算を実施します。

(3) CO₂排出係数の扱い等

イ おかやまCO₂フリー電気

県企業局の水力発電所で発電された電力のみで供給するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の報告に用いるCO₂排出係数はゼロとなります。

なお、発電所の故障等により、県企業局の水力発電所から供給できない場合は、岡山県内に立地する中国電力の水力発電所から供給します。

ロ おかやま地域応援電気

県企業局の水力発電所で発電された電力は、中国電力の電力供給に活用しますが、「おかやま地域応援電気」は、中国電力が保有・調達する電源全体から供給するものであり、県企業局の水力発電所で発電された電力に電源を限定するものではありません。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算

定・報告・公表制度」の報告に用いるCO₂排出係数は、国が公表する中国電力の値のうち、一般的な料金メニューに加入する他のお客さまと同様の値となります。

(4) 適用企業等に対する調査

県企業局と中国電力は、「おかやま水力電気活用プラン」の適用が、適用企業等による岡山県の経済活性化や環境経営の推進に貢献することを目的としています。

については、県企業局と中国電力は、適用企業等に対して、上記目的の更なる推進のために、申請書類に基づき各種調査を実施することがありますので、その際にご協力をお願いします。

(5) 要項の変更

県企業局と中国電力は、この要項を変更することがあります。この場合の契約条件は、変更後の要項によるものとし、この要項の変更について、県企業局および中国電力のホームページ上でのお知らせ等、適切な方法により適用企業等にお知らせします。

(6) その他

イ 電気需給契約書および本要項に定めのない事項については、契約要綱および料金表の定めるところによるものとします。

ロ 料金には、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を含みます。

ハ 「おかやまCO₂フリー電気」の適用を受けるお客さまには、本メニューに係る認証書を交付します。

10 お問い合わせ先

<電気のご契約内容に関するお問い合わせ先>

別紙3「お問い合わせ先一覧」に記載の中国電力の担当セールスセンター

<電気のご契約以外の内容に関するお問い合わせ先>

〒703-8278 岡山県岡山市中区古京町1-7-36

岡山県企業局 経営推進室

電話：086-226-7544

FAX：086-223-2584

「おかやま地域応援電気」の新規立地等対象補助金一覧

「おかやま地域応援電気」の申込みにあたり、新規立地等により申込みを行う場合は、次の表に定める岡山県の補助金の交付を受けていることが要件となります。

補助金の名称	備考
岡山県大型投資・拠点化促進補助金	すべての区分が対象となります
新企業立地促進補助金	すべての区分が対象となります
新物流施設誘致促進補助金	
本社機能移転促進補助金 本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金	
支店等新規開設促進補助金	

「おかやま地域応援電気」電力量料金

「おかやま地域応援電気」の電力量料金は、1キロワット時につき、次のとおりとします。

1. 業務用電力

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	31円32銭	29円88銭
おかやま地域応援電気	29円76銭	28円38銭

2. 業務用TOU

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	36円37銭	32円65銭	31円59銭	26円91銭
おかやま地域応援電気	34円55銭	31円02銭	30円01銭	25円56銭

3. 高圧電力A (契約電力500キロワット未満)

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	31円89銭	30円40銭
おかやま地域応援電気	30円29銭	28円89銭

4. 高圧電力B (契約電力500キロワット以上)

	夏季料金	その他季料金
標準料金表	29円73銭	28円43銭
おかやま地域応援電気	28円25銭	27円02銭

5. 高圧TOUA (契約電力500キロワット未満)

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	38円32銭	34円27銭	32円85銭	26円91銭
おかやま地域応援電気	36円41銭	32円55銭	31円21銭	25円56銭

6. 高圧TOUB (契約電力500キロワット以上)

	ピーク時間料金	昼間時間料金 (夏季)	昼間時間料金 (その他季)	夜間時間料金
標準料金表	34円18銭	30円84銭	29円50銭	26円91銭
おかやま地域応援電気	32円47銭	29円30銭	28円03銭	25円56銭

お問い合わせ先一覧

○ 電気の供給箇所の立地する住所のフリーダイヤルにお電話いただくと、中国電力の顧客センターにつながります。

○ 顧客センターの受付時間は、平日 9時から 20時です。

注. 下表において、同一市町村で複数のフリーダイヤルが記載されている場合、いずれのフリーダイヤルにおかけいただいても、顧客センターで対応します。

供給箇所の立地する住所	担当のセールスセンター	住所	お問い合わせ先
岡山市、久米南町(一部)、玉野市	岡山統括セールスセンター	〒700-8706 岡山市北区内山下1丁目11番1号 うちさんげ電気ビル内	0120-411-669
岡山市(東部)、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、久米南町(一部)、美作市(旧英田町の一部)	岡山東セールスセンター	〒704-8191 岡山市東区西大寺中野422番地の3	0120-415-322
津山市、鏡野町、赤磐市(一部)、美作市、真庭市、美咲町・久米南町、西粟倉村、勝央町・奈義町、新庄村、和気町(旧佐伯町の一部)、岡山市(旧建部町の一部)	津山セールスセンター	〒708-0015 津山市神戸304番地の2	0120-410-254
倉敷市、総社市、都窪郡早島町、岡山市(一部)、加賀郡吉備中央町(一部)、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市(旧川上町の一部)	倉敷セールスセンター	〒710-0045 倉敷市船倉町1275番地の4	0120-412-717
高梁市、新見市、総社市(一部)、井原市(一部)、真庭市(一部)、加賀郡吉備中央町	高梁セールスセンター	〒716-0061 高梁市落合町阿部1723番地の5	0120-413-823